

## 高知市告示第66号

令和4年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第1号）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月1日

高知市長 岡崎 誠也

### 令和4年度一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第6条第1項の規定により、令和4年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

#### 第1 一般廃棄物処理の基本的事項

##### 1 用語の定義

(1) 家庭から排出される一般廃棄物（以下「家庭系ごみ」という。）

###### ア 可燃ごみ

以下に掲げる家庭系ごみで、おおむね容量45リットルのポリ袋（650mm×800mm）に収納できる大きさのもの

(ア) 廃棄物を衛生的かつ効率的に処理する上で、焼却処理することがふさわしいもの

(イ) プラスチック製容器包装及びペットボトルを除くプラスチック製のもの

(ウ) 廃棄物を衛生的かつ効率的に処理する上で、焼却した後に資源を回収することがふさわしいもの又は複数の材料を使用している廃棄物のうち、その材料の半分以上のものについて焼却処理することがふさわしいもので、かつ、焼却処理に支障を生じないもの

###### イ プラスチック製容器包装

家庭系ごみのうち、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容リ法」という。）に基づき収集するプラスチック製の容器包装廃棄物（ペットボトルを除く。）

###### ウ ペットボトル

家庭系ごみのうち、容リ法に基づき収集するペットボトル

###### エ 資源物

家庭系ごみのうち、容リ法に基づき収集するビン（透明、茶色及びその他の色）、専ら再生利用の目的となるカン、金属類、紙類及び布類

###### オ 可燃粗大ごみ

可燃ごみのうち、おおむね容量45リットルのポリ袋（650mm×800mm）に収納できない大きさのもので、かつ、焼却処理に支障を生じないもの

###### カ 家電品

家庭生活の用に供する電気機械器具であって特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に規定する特定家庭用機器に該当しないもの

###### キ 水銀含有廃棄物

家庭系ごみのうち、蛍光灯、乾電池、体温計等水銀含有物

###### ク 発火器具・ライター類

家庭系ごみのうち、未使用の花火、マッチ、ライター等

###### ケ 不燃ごみ

上記に該当しない家庭系ごみ（火災ごみを除く。）で、廃棄物の適正な処理をする上で、埋立処分することがふさわしいもの

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）

###### ア 可燃ごみ

事業系ごみのうち、廃棄物を衛生的かつ効率的に処理する上で、焼却処理することがふさわしいもの

## イ 食品循環資源

事業系ごみのうち、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第3項に規定する廃棄物

## ウ 再生利用されることが確実である魚さい

食品循環資源のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第2条第2号に規定する指定を受けた再生利用業（再生輸送）を行う業者（以下「再生輸送業者」という。）が収集し、公益財団法人高知県魚さい加工公社で処分する魚腸骨

## エ 木くず

事業系ごみのうち、素材が木質素材（竹を含む。）で構成されている製品又は木材（竹を含む。）若しくは木（竹を含む。）の根の部分（土砂を取り除いたものに限る。）が廃棄物となったもの

## オ 再生利用されることが確実である木くず等

再生輸送業者が収集し、かつ、廃掃法第7条第12項に規定する一般廃棄物処分業者（以下「処分業者」という。）又は規則第2条の3第2号に規定する指定を受けた再生利用業（再生活用）を行う業者（以下「再生活用業者」という。）が処分する木くず又は食品循環資源

## カ 堆肥化されることが確実である汚泥等

事業系ごみのうち、再生輸送業者、市町村が委託した者又は排出者が収集し、かつ、処分業者が処分する有機性汚泥（無害のものに限る。）、刈草又は動物のふん尿

## (3) 火災ごみ

現に自らが居住する居宅等が火災に遭ったため発生した廃棄物で、灰や燃焼物が付着したもの又は分別区分を遵守することが困難なもの。ただし、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、軽量鉄骨造若しくは補強コンクリート造等の耐火性能を有する建築物又は土台、基礎若しくはフーチング等の定着物若しくは浄化槽若しくは配管設備等の工作物を除く。

## (4) 災害廃棄物

地震動及びこれに伴う津波により発生する廃棄物並びに避難所生活等により発生する廃棄物（風水害等その他自然災害により発生する廃棄物を含む。）

## (5) 美化ごみ

### ア 散乱ごみ

所定のごみ集積所（以下「ステーション」という。）以外の場所に投棄された一般廃棄物で、景観向上や生活環境の保全上、速やかに処理することが好ましいもの。ただし、多量ごみは除く。

### イ 町内清掃ごみ等

町内会及び自治会等が主催する地域住民の自発的な地域行事及び環境美化活動により収集又は排出された廃棄物

## (6) 市が収集しないごみ

以下に掲げる家庭系ごみ

### ア 家電リサイクル法対象機器

特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する機械器具

### イ パーソナルコンピュータ等

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6に掲げる指定再資源化製品として、指定再資源化事業者が自主回収を実施するパーソナルコンピュータ及び密閉形蓄電池

### ウ 処理困難物

消火器、LPGボンベ（カセットボンベを除く。）、フロンガス充てん機器、農薬、薬品、発火性・引火性のある危険物、ピアノ、自動車用タイヤ及び廃FRP船

## 2 処理区域

高知市全域

### 3 計画期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 4 基本理念及び基本方針

基本理念	環境負荷の少ない循環型社会の構築
基本方針	ごみの発生抑制（リデュース）や製品等の再使用（リユース）への働きかけ及び資源等の再生利用（リサイクル）を積極的に推進します。 ごみ処理過程での再資源化及び熱エネルギーの有効活用を推進します。 環境への負荷が少ない適正処理を推進します。

### 5 計画目標

排出抑制目標	1人1日当たりのごみ排出量（資源となる物を除く。）を、目標となる令和4年度において、平成23年度（基準年）時点の推計値928gから66g以上を削減、維持します。
リサイクル目標	リサイクル率を目標となる令和4年度までに、22%以上を目指します。

## 第2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

### 1 ごみ（別表1）

令和4年度処理計画量	115,300 t
------------	-----------

### 2 し尿及び浄化槽汚泥（別表2）

令和4年度処理計画量	一般し尿	浄化槽汚泥
99,400k1	18,300k1	81,100k1

### 3 高知市が処分に係る事務を受託するし尿及び浄化槽汚泥（別表2）

嶺北広域行政事務組合		
令和4年度処理計画量	一般し尿	浄化槽汚泥
7,267k1	4,451k1	2,816k1

## 第3 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

### 1 ごみ

家庭系ごみは、分別収集によりごみの減量・再資源化を図るものとし、排出に当たっては、分別区分の遵守により一層の適正処理に努める。

事業系ごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。排出者は、ごみの減量・再資源化に努め、分別処理を徹底し、自ら処理できない場合には、排出者が自ら市の処理施設へ搬入するか、又は廃掃法第7条第1項の規定により高知市が許可を付与した一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）に収集・運搬を委託し、市の処理施設で処理を行うものとする。

#### (1) 市・市民・事業者の役割

市の役割	市民や事業者に対する普及啓発や情報提供 市民や事業者の自主的な取組の支援・促進 市民や事業者に対してごみの減量及び分別排出の徹底を指導 ごみの減量化及び再生利用のための分別収集の推進 リターナブル容器の利用促進 収集・運搬、中間処理や最終処分の体制の整備・充実 環境に配慮した適正な処理の確保 リサイクル製品等のグリーン製品の積極的な購入 庁内ごみの減量化、リサイクル等の推進など
市民の役割	環境に配慮したライフスタイルづくり 必要なものを必要な量だけ購入

	<p>詰め替え商品や繰り返し使用できる商品の選択  再生品や再生利用可能な商品の積極的な購入  マイバッグの持参等による簡易包装への協力  修理、修繕による、製品の長期間の使用  リサイクルショップ、フリーマーケットなどの活用  ごみの排出ルールの厳守  ちゅう芥類の水切りの徹底  店頭回収（食品トレイ、ペットボトル等）への協力  地域における資源物回収への参加・協力など</p>
事業者の役割	<p><b>【生産者等として】</b>  再生資源の素材及び材料の優先的な調達及び使用  耐久性の高い製品や再使用しやすい製品の製造及び販売  再生品であることの適切な表示及び情報提供  過剰包装の自粛と簡易包装の推進  リターナブル容器の利用及び回収の促進と、使い捨て容器の使用抑制  再生品、エコマーク商品等の販売促進  修理・修繕体制や自主回収システムの整備  ごみ処理及びリサイクル技術の開発  食品廃棄物の排出抑制に向け、仕入れの工夫や消費者の理解等の促進など</p> <p><b>【排出者として】</b>  排出事業者責任を果たす  ごみ排出量を可能な限り減量  ごみの分別排出の徹底  排出したごみの適正な処理費用の負担  リサイクル製品等のグリーン製品の積極的な購入など</p>

(2) 排出抑制に関する施策

ごみ減量・リサイクルに関する啓発活動等の実施	<p>ア 環境標語の募集や優秀作品のパッカー車への掲示  イ 環境啓発ポスターの募集や優秀作品の地域の掲示板等への掲示  ウ 小・義務教育学校児童と保護者を始めとする市民を対象とした清掃施設の見学会等の啓発活動や、地域、学校等での出前講座を実施  エ 食品ロス削減に向けての啓発活動</p>
普及啓発冊子の充実及び各種メディアの活用	<p>ア 市民の実践行動に結び付くような分別チラシや家庭ごみ辞典、ごみ減量マニュアル等の普及啓発用冊子の充実  イ 市の広報やホームページを始め、テレビ、ラジオ等、様々な媒体を活用した情報発信</p>
総合的なごみ減量・リサイクル教育の推進	<p>ア 小・義務教育学校児童用副読本の作成及び配布  イ ごみ減量啓発パネルの掲示  ウ 出前講座の開催</p>
再生品等の利用促進	<p>ア 市民や事業者等によるリユース・リサイクル活動の促進  イ グリーン購入について普及啓発</p>
市民とのコミュニケーションの活性化	<p>ア 廃棄物行政について、広報やホームページ等で積極的に情報発信  イ 廃棄物行政地区説明会（ごみ懇談会）を継続して開催</p>

市民等の自主的活動の促進	ア 市民や環境NPO等と連携した、環境にやさしい消費者（グリーンコンシューマー）の育成 イ 廃棄物減量等推進員との協力、連携のもとに、資源・不燃物登録団体制度による資源物回収の推進
事業者の自主的活動の促進	小売店による簡易包装やマイバッグ運動等の取組を促進
量販店等による自主回収の促進	量販店等で行われている牛乳パック、食品トレイ等の店頭回収の促進
事業所への適正処理の啓発及び指導	ア 事業所向けの適正処理パンフレットの配布等による分別排出の徹底、家庭系ごみステーションへの排出防止その他の適正処理の啓発及び指導 イ ごみ減量への取組や多量排出事業者に対して事業系一般廃棄物減量化等計画書の作成についての働きかけ
不法投棄対策の強化	ア 定期的なパトロール並びに啓発及び指導 イ 不法投棄が多発する場所での防止対策の強化
環境美化マナーの徹底	ア 環境美化重点地域内でのポイ捨て禁止の啓発及び指導 イ イベント主催者に対するごみの発生抑制及び分別管理の働きかけ
不法焼却禁止の啓発及び指導	パトロール並びに啓発及び指導
小型焼却炉の規制	ア 小型焼却炉の届出制度の推進 イ 焼却炉での適正な焼却や維持管理基準に適合した焼却の方法を指導

## 2 し尿及び浄化槽汚泥

各関係機関と連携を図りながら、適正な維持管理の徹底を図る。

## 第4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

### 1 ごみ

#### (1) 家庭系ごみ

ごみの分別及び減量の意識を高めるために、ポリ袋に入れる場合は、透明・半透明袋の使用を指導する。また、ステーションに、指定日の夜明けから午前8時までには排出するように指導する。

家庭系ごみのうち、可燃ごみ及びプラスチック製容器包装については、自らごみをステーションまで持ち出すことが困難で、親族や近隣住民などの協力を得ることができない世帯（高知市ふれあい収集事業実施要綱（平成30年告示第167号）第4条の対象世帯に限る。）を対象に、訪問による玄関先からのごみの収集を行う「ふれあい収集」を市全域で実施する。

No	種類	収集する区分
1	可燃ごみ	週2回ステーション収集
2	可燃粗大ごみ	月1回ステーション収集
3	不燃ごみ	
4	家電品	
5	プラスチック製容器包装	週1回ステーション収集
6	ペットボトル	拠点収集
7	紙類（ダンボール）	月1回ステーション収集
8	紙類（新聞紙・チラシ）	
9	紙類（雑誌）	
10	紙類（飲料用紙パック）	
11	紙類（雑がみ）	

12	布類
13	カン
14	金属類
15	びん（透明）
16	びん（茶色）
17	びん（その他の色）
18	水銀含有廃棄物
19	発火器具・ライター類

(2) 事業系ごみ

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とし、自ら処理できない場合は、排出事業者が自ら処理施設へ搬入するか、又は許可業者若しくは再生輸送業者に収集を依頼する。

No	種類
1	可燃ごみ
2	再生利用されることが確実である魚さい、木くず等
3	食品循環資源
4	堆肥化されることが確実である汚泥等

2 し尿及び浄化槽汚泥

	高知市全域
し尿	戸別収集
浄化槽汚泥	戸別収集

第5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1 収集・運搬

(1) 家庭系ごみ

ア 可燃ごみ等

No	種類	収集・運搬主体
1	可燃ごみ	市（直営）
2	可燃粗大ごみ	
3	不燃ごみ	市（委託）
4	家電品	市（直営・委託）
5	プラスチック製容器包装	市（直営）

6	ペットボトル	市（委託）
7	資源物	
8	水銀含有廃棄物	
9	発火器具・ライター類	市（直営）

イ 多量ごみ

多量ごみについては、排出者が自ら市の処理施設へ搬入するか、又は市の許可業者に委託する。

ウ 犬・ねこ等の死体

飼い主が行うものとする。ただし、申込みがあった場合は、市が行う。

(2) 事業系ごみ

	収集・運搬主体（市全域）
可燃ごみ	排出者及び許可業者

再生利用されることが確実である魚さし、木くず等	排出者及び再生輸送業者
食品循環資源	排出者及び再生輸送業者
堆肥化されることが確実である汚泥等	排出者、市が委託した者及び再生輸送業者

(3) 火災ごみ

排出者が自ら市の処理施設へ搬入するか、又は市の許可業者に委託する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、市が行う。この場合においては、市の指導に従いごみを排出するものとする。また、消防署等公的機関の発行する被災証明書等の提示があり、かつ、市の処理施設が定める搬入計画書の提出があったときは、一般廃棄物処理手数料を免除する。

(4) 災害廃棄物

市が生活環境保全上等の理由により特に必要性を認めたものについては、基本的に市が処理主体となる。さらに、災害関係法令の適用や通知を踏まえ、市が処理主体となって処理する範囲と、事業者等の排出者責任となる範囲等を明確にした上で、統括的処理責任を果たすよう取り組む。

(5) 生活環境に著しく悪影響を及ぼすごみ

保健福祉部門等の要請を受けたものについては当該部門と協議し、必要なものについては市が行う。

(6) 美化ごみ

ア 散乱ごみ

当該地の所有者又は管理者が行うものとする。

イ 町内清掃ごみ等

排出者等と協議の上、必要なものについては、市が行う。

(7) し尿及び浄化槽汚泥

ア 収集・運搬の種類、区域及び主体

	鏡地区、土佐山地区及び春野地区を除く地域	鏡地区	土佐山地区	春野地区
し尿	公益財団法人高知市環境事業公社	許可業者		
浄化槽汚泥	許可業者			

イ し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については別表3のとおり行うものとする。

2 処理主体及び処理方法

(1) 家庭系ごみ

	市全域			
	中間処理		最終処理	
	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	市（直営）	焼却・資源化	市（委託）	資源化（セメント原料）
可燃粗大ごみ				
発火器具・ライター類				
家電品	市（委託）	資源化	市（直営）	埋立て
不燃ごみ		選別		
プラスチック製容器包装		資源化		
ペットボトル				
資源物				
水銀含有廃棄物	選別・破砕	市（委託）	水銀処理	
犬・ねこ等の死体	市（直営・委託）	焼却		

(2) 事業系ごみ

	市全域			
	中間処理		最終処理	
	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	市（直営）	焼却・資源化	市（委託）	資源化（セメント原料）
再生利用されることが 確実である魚さい	公益財団法人高知 県魚さい加工公社	資源化		
食品循環資源及び再 生利用されることが 確実である木くず等	処分業者及び再生 活用業者			
堆肥化されることが 確実である汚泥等	処分業者			

(3) し尿及び浄化槽汚泥

	市全域及び嶺北広域行政事務組合構成町村 （大豊町，本山町，土佐町，大川村）全域			
	終末処理		汚泥処理	
	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿及び浄化槽汚泥 （高知市）	市（直営）	低希釈二段活性 汚泥法処理方式 +高度処理	市（委託）	資源化（堆肥化）
し尿及び浄化槽汚泥 （嶺北広域行政事務 組合からの受託分）			市（直営）	焼却処理
			市（委託）	資源化（堆肥化）

3 市が収集しないごみ

(1) 家電リサイクル法対象機器

小売店又は家電リサイクル推進事業協力店等に引取りを依頼するか、又は排出者が自ら再商品化料金を支払い、指定引取場所へ持ち込む。

(2) パーソナルコンピュータ等

指定再資源化事業者、一般社団法人パソコン3R推進協会又は使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）に基づく認定事業者に引取りを依頼する。

(3) 処理困難物

販売店等に引取りを依頼する。

4 多量ごみ等の自己搬入に関する取扱い

市の処理施設へごみを持ち込もうとする者は、事前に当該処理施設の管理者と協議するものとする。

	市全域
搬入先	高知市清掃工場，高知市菖蒲谷プラスチック減容工場，高知市再生資源処理センター又は高知市三里最終処分場

第6 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

既存施設を活用し、予算の範囲内で必要な維持管理を行っていく。

1 収集車両基地

高知市クリーンセンター

所在地 高知市長浜宮田2000番地10

敷地面積 8,541㎡

収容可能台数 72台



## 2 中間処理施設

### (1) 高知市清掃工場

所在地 高知市長浜6459番地  
敷地面積 112,451m<sup>2</sup>  
炉型式 全連続燃焼方式（ストーカ焼却炉）  
処理能力 ごみ焼却炉 200 t / 24h 3基

### (2) 高知市菖蒲谷プラスチック減容工場

所在地 高知市仁井田3636番地  
敷地面積 9,098m<sup>2</sup>  
処理能力 圧縮梱包設備（プラスチック製容器包装） 12.5 t / 5 h 2系列  
粉砕設備（ペットボトル） 0.5 t / 5 h 2系列  
圧縮梱包設備（ペットボトル） 2.0 t / 5 h 1系列

## 3 再資源化施設

### 高知市再生資源処理センター

所在地 高知市大津乙1886番地1  
敷地面積 6,722m<sup>2</sup>  
主な設備 自動計量30 t はかり 1基  
押蓋式スクラッププレス機 2基  
(主押能力 150 t 及び200 t)

## 4 最終処分施設

### (1) 高知市三里最終処分場

所在地 高知市池2571番地  
埋立地面積 63,300m<sup>2</sup>  
全体容量 698,000m<sup>3</sup>  
残余容量 120,677m<sup>3</sup> (令和4年2月末)  
埋立方式 セル方式

### (2) 高知市春野一般廃棄物最終処分場

所在地 高知市春野町秋山2863番地  
埋立地面積 5,700m<sup>2</sup>  
全体容量 34,000m<sup>3</sup> 最終覆土完了

## 5 し尿処理施設

### 高知市東部環境センター

所在地 高知市介良丙1200番地  
敷地面積 43,000m<sup>2</sup>  
処理方式 低希釈二段活性汚泥法処理方式+高度処理  
処理能力 390kl / 日 (195kl / 日 2系列)

## 第7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

1 一般廃棄物のうち、次の廃棄物において再生利用されることが確実であると判断した場合は、再生輸送業者及び再生活用業者の指定を行い、再生利用の促進を図る。

家庭系ごみ：木くず、がれき類、食品循環資源及び刈草

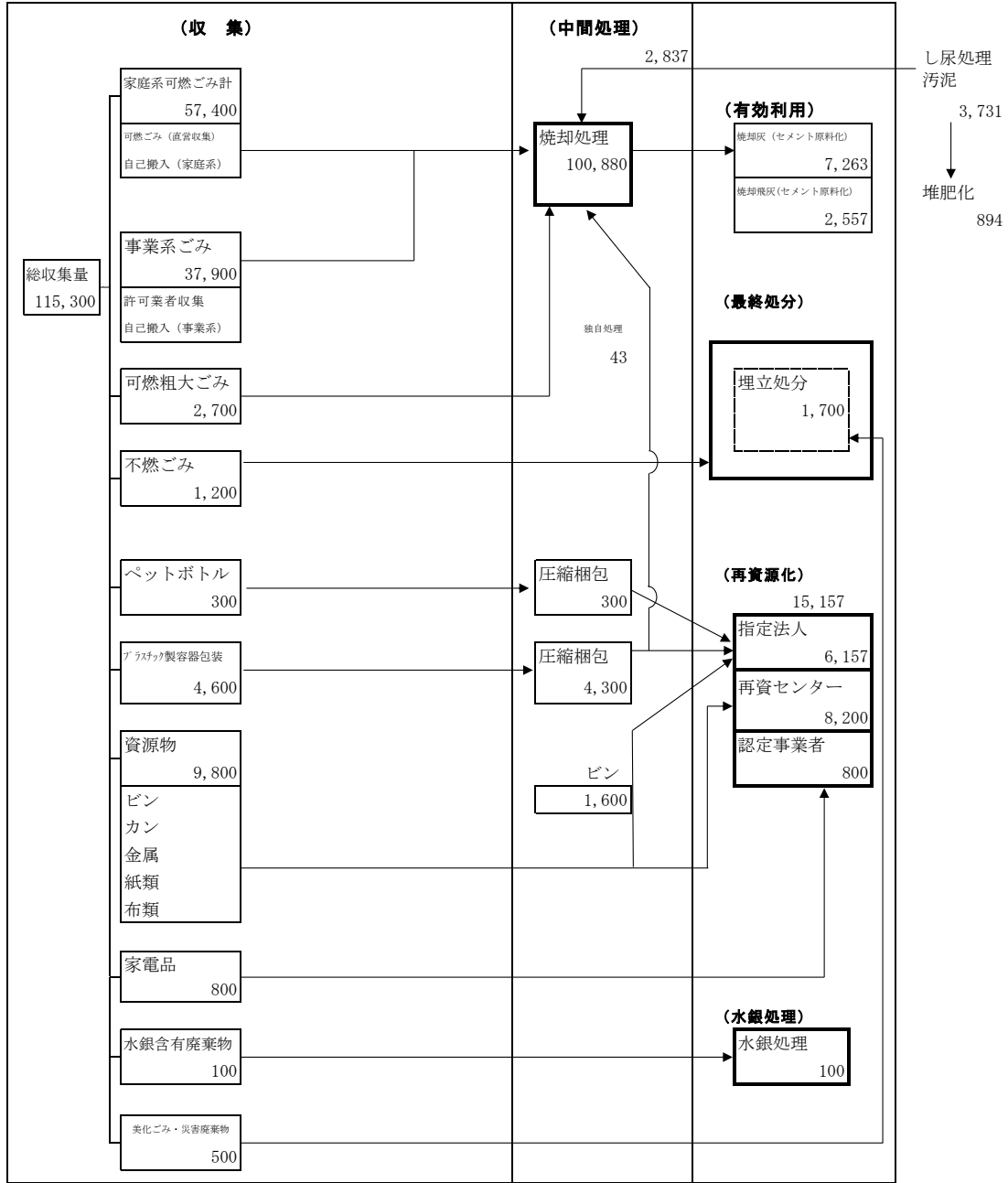
2 し尿の適正処理を推進するため、次の施策を行う。

安定的なし尿処理の実施	公益財団法人高知市環境事業公社に協力し、経営の健全・安定化を図る。
-------------	-----------------------------------

し尿処理施設の適切な運用	設備の更新等により施設の長期使用を図り，処理汚泥の堆肥化及び処理水の有効利用を行う。
合併処理浄化槽の普及促進	下水道事業計画区域外等や下水道事業計画区域のうち，当分の間，下水道整備の見込まれない地区での合併処理浄化槽設置について補助を行う。

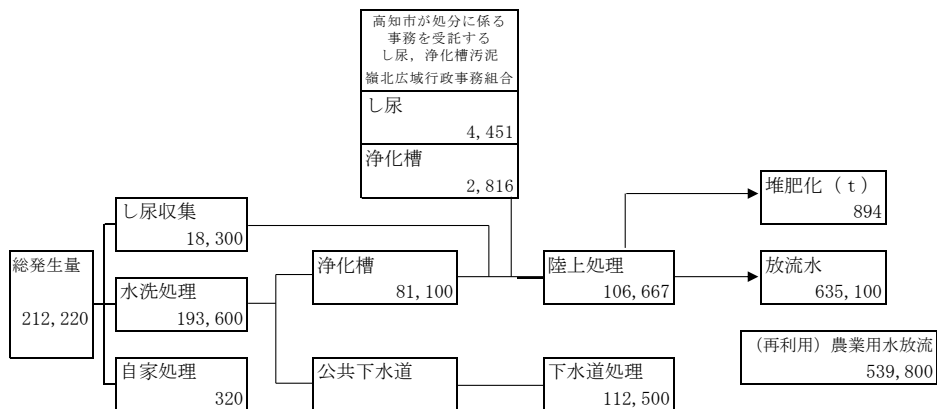
別表1 ごみ処理実施計画量 (単位: t)

計画処理人口 321,986 人



別表2 し尿及び浄化槽汚泥処理実施計画量 (単位: kl)

計画処理人口 321,986 人



別表3 し尿及び浄化槽汚泥収集運搬許可業者・許可車両台数一覧

許可業者	許可車両台数
公益財団法人高知市環境事業公社	25台
有限会社クリーン社	3台
有限会社シー・エス高知	2台
株式会社コトブキ	2台
有限会社四国浄管	5台
株式会社四国清掃工業	4台
有限会社浄研高知	3台
有限会社西部企業	4台
株式会社タイヘイ	2台
有限会社高坂設備清掃	5台
株式会社寿サービス工業	1台
マルナカ興業有限会社	7台
株式会社大和	3台
有限会社高北衛生	3台
有限会社高岡サービス	3台
株式会社宇佐公益社	3台
有限会社いのえいせい	3台
おち衛生	2台
有限会社春野衛生	4台
西分衛生有限会社	4台
日高衛生	4台
有限会社高坂設備清掃土佐支店	4台
有限会社高岡設備清掃工業	2台

注 収集区域については、別途許可条件にて定める。